

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年8月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700009 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700011 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 46 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 46 年 5 月まで

A 市役所に勤めていた父親が私の国民年金の加入手続をしてくれたので、私は昭和 36 年 4 月から 10 年にわたって結婚後も旧姓のまま、自身で A 市役所で国民年金保険料を納めた。

昭和 46 年頃、A 市役所で、所持していた国民年金手帳一冊を切り替えた際、古い手帳は返却されなかったため、その手帳は所持していない。新しい手帳を確認したところ、国民年金手帳記号番号が変えられており、国民年金手帳を切り替えた日が国民年金の加入日に変えられていて驚いた。

国民年金に加入して、国民年金保険料を納めたことは間違いないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が、請求期間に係る国民年金保険料は A 市役所で一冊の国民年金手帳を使用し納付したと主張していることについて、昭和 36 年 4 月から昭和 40 年 1 月までの期間は国民年金の保険料を納付できない厚生年金保険の被保険者期間である。

また、請求者に一旦払い出された国民年金手帳記号番号*は昭和 37 年 1 月 17 日付けで取り消されており、当該記号番号では請求期間に係る国民年金保険料は納付できない。

さらに、行政機関が、約 10 年と長期間にわたり請求者の国民年金保険料の納付について記録しなかったとは考え難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録等により、前述の国民年金手帳記号番号*のほかに、請求者に対し、記号番号が払い出されていなかったかを確認したが、昭和 46 年 6 月 17 日付けで、請求者が国民年金に任意加入した際に払い出された記号番号*のほかに、請求者に記号番号が払い出された形跡はない。

また、昭和 41 年 4 月に発行された A 市の広報誌によれば、昭和 41 年 4 月分からの国民年金保険料は昭和 40 年 12 月から昭和 41 年 3 月にかけて送付した新しい国民年金手帳で納付することとなる旨が広報されており、当該広報紙の記載と請求者の主張は符合しない。

なお、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況を知る者として氏名を挙げた請求者の姉妹及び知人からは、請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付の状況について、陳述は得られない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。